

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年3月24日 条例第6号</p> <p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 指定工業等導入地区において、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号)第2条に規定する工業等の用に供する設備(以下「対象設備」という。)を平成18年3月31日までの間に新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該対象設備を構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。)附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。)第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受ける設備(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)を含むものがある場合に限り、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(不動産取得税の特別措置)</p> <p>第3条 指定工業等導入地区において、平成18年3月31日までの間の新設又は増設に係る対象設備を構成する家屋で平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建</p>	<p>愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和47年3月24日 条例第6号</p> <p>(事業税の特別措置)</p> <p>第2条 指定工業等導入地区において、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号)第2条に規定する工業等の用に供する設備(以下「対象設備」という。)を平成16年3月31日までの間に新設し、又は増設した者に対して課する事業税の課税標準の算定については、当該対象設備を構成する減価償却資産のうち租税特別措置法(昭和32年法律第26号)</p> <p style="text-align: right;">第12条第1項の表第1号</p> <p>又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受ける設備(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。)を含むものがある場合に限り、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得から次の各号の区分により計算した額を控除する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(不動産取得税の特別措置)</p> <p>第3条 指定工業等導入地区において、平成16年3月31日までの間の新設又は増設に係る対象設備を構成する家屋で租税特別措置法</p> <p style="text-align: right;">第12条第1項の表第1号又は 第45条第1項の表第1号の規定の適用を受けるもの(展示場用の建</p>

新	旧
<p>物を除く。)及びその敷地である土地を取得(農村地域工業等導入促進法第5条第1項の実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)した者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>	<p>物を除く。)及びその敷地である土地を取得(農村地域工業等導入促進法第5条第1項の実施計画が定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。)した者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。</p>